

ヘルパーステーション J C S 2 4
介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）
運営規定

（運営規程設置の主旨）

第1条 社会医療法人稲穂会が開設するヘルパーステーション J C S 2 4（以下「当事業所」という。）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）（以下「第1号訪問事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 第1号訪問事業は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、第1号訪問事業計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 基本方針

1. 当事業所の従業者は、要支援状態となった場合においてもその利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
2. 当事業所は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は、要支援状態となることの予防に資するよう利用者一人一人の心身の状況を踏まえた目標及び第1号訪問事業を設定し、利用者が自立した日常生活を過ごせるよう必要な援助を行う。
3. 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、自らその提供する第1号訪問事業の質、及び内容等が、利用者の満足を得られているか評価を行い、常にその改善を図りながら第1号訪問事業の提供に努める。
4. 当事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めながら、利用者への第1号訪問事業を行う。さらに、第1号訪問事業の提供を終了する際には、当該利用者及びその家族に対して、適切な助言・指導を行うと共に、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

具体的な取扱方針

1. 第1号訪問事業の提供に当たっては、利用者一人一人の心身の状況を踏まえた第1号訪問事業に基づき、利用者が自立した日常生活を営むために必要な援助を漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
2. 当事業所の従業者は、第1号訪問事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、第1号訪問事業の提供方法等必要な事項について、理解しやすいよう説明を行う。
3. 当事業所の従業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、利用者又はその家族に対して適切な相談及び助言を行う。

4. 当事業者は、事業所の見やすいところに、運営規程の概要、訪問介護員の勤務体制その他、利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。
5. 第1号訪問事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持って行なうと共に、自らその提供する第1号訪問事業の質の点検及び評価を毎月1回定期的に行い、常にその改善を行う。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 ヘルパーステーションJCS24
- (2) 開設年月日 平成12年4月1日
- (3) 所在地 熊本県天草郡苓北町上津深江278-10
- (4) 電話番号 0969-37-1111 FAX 番号0969-37-0288
- (5) 管理者名 平野 和美
- (6) 介護保険指定番号 4373200759号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 当事業所の第1号訪問事業の提供にあたる従業者の員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
 - ・管理者は当事業所の従業者の管理及び業務を一元的に行うと共に、自らも第1号訪問事業の提供に当たるものとする。
 - ・管理者は従業者に当事業所の運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
2. サービス提供責任者 1名以上
 - ・サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて第1号訪問事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した第1号訪問事業計画を作成し、利用者又はその家族の了解を得るために分かりやすく説明する。
 - ・サービス提供責任者は、第1号訪問事業の実施状況の把握を常に行い、必要に応じて、当該第1号訪問事業計画の変更を行う。計画の変更においても、利用者又はその家族の了解を得るために分かりやすく説明する。
 - ・サービス提供責任者は、事業所に対する第1号訪問事業の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
3. 訪問介護員等 常勤換算数 2.5名以上
 - ・訪問介護員等は利用者宅を訪問し、第1号訪問事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条

営業日 月・火・水・木・金・土・日及び祝日(年中無休)
営業時間 8:30~17:30(時間外については天草慈恵病院 0969-37-1111 で受付し、ヘルパーステーションJCS24管理者に引き継ぐ。)

{第1号訪問事業の内容及び利用料等}

第7条 第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、「介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業実施要綱」上の額とし、該当第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、市町村から交付を受けた「介護保険負担割合証」に記載された負担割合が利用者負担となります。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う第1号訪問事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

通常の事業の実施地域を超えてから、片道1km10円で計算し往復分を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその宗族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条

天草郡苓北町、天草市天草町、天草市五和町、天草市本渡地区とする。

通常の事業の実施地域とは、利用申込みに係る調整等を考慮して定めたものであり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。

（緊急時等における対応方法）

第9条 訪問介護員等は、第1号訪問事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 第1号訪問事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（サービスの提供の記録）

第10条

1 事業者は、第1号訪問事業を提供した際には、提供した具体的内容等を記録するとともに、利用者から申し出があった場合には文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供する。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第11条 事業所は、従業者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については事業者での第1号訪問事業の提供以外の目的で

原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者に現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する第一訪問事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、該当業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、訪問介護員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会議（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は第一訪問事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状態並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、年1回以上開催する

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行う

(地域との連携)

第16条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して第一訪問事業を提供する場合は、該当建物に居住する利用者以外の者に対しても第一訪問事業の提供を行うよう努めるものとする。

(その他第1号訪問事業の提供の開始にあたっての留意事項)

第17条

1. 当事業所は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時に利用者及びその家族に提示するよう指導する。
2. 当事業所では、第1号訪問事業の提供の開始に際し、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該第1号訪問事業の提供の開始について利用申込者及びその家族の同意を得る。
3. 当施設では、正当な理由なく、第1号訪問事業の提供を拒まない。
4. 当施設は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な第1号訪問事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適切な他の指定第1号訪問事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

(地域包括支援センター等との連携)

10. 当事業所は、第1号訪問事業の提供の開始に当たっては、地域包括支援センター等、及び保健医療サービス、福祉サービスを提供する事業者との密接な連携を通して利用者への第1号訪問事業が妥当・適切なものとなるよう努める。
11. 当事業所は、第1号訪問事業の提供の開始に当たっては、地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの把握に努める。

(介護予防サービス・支援計画に沿った第1号訪問事業の提供、計画の変更等について)

12. 当事業所は、地域包括支援センター等よりすでに介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の意向に沿った第1号訪問事業計画を立て利用者及びその家族の同意を得て第1号訪問事業を提供する。
13. 当事業所は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他必要な援助を行う。

(記録の整備と保存)

14. 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

附 則

施行日	平成29年	4月	1日
改定	令和	5年10月	1日